

兵庫県公報

平成20年 6月27日 金曜日 第 1991 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
救急病院の認定（医務課）	1
被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
兵庫県農業振興地域整備基本方針の変更（総合農政課）	2
平成17年兵庫県告示第118号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	3
平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の変更）の一部改正（同）	3
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
土地改良区の定款の変更認可（同）	5
市営土地改良事業の計画変更同意（同）	6
漁船保険の付保義務の発生（水産課）	6
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
同上（同）	7
同上（同）	7
道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
道路の指定（建築指導課）	8
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（地域協働課）	8
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
辞 令	
北川 泰寿ほか	10
選挙管理委員会告示	
平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	10

告 示

兵庫県告示第659号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人沖縄徳州会 高砂西部病院
所在地 高砂市中筋1丁目10番41号
認定年月日 平成20年6月9日
認定の有効期限 平成23年6月8日

兵庫県告示第660号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
神戸・甲南山手クリニック	医療法人 交詢医会 理事長 井川 宣	神戸市東灘区森南町1-6-2 F甲南山手クリニック4F	平成20年6月1日
杉本歯科医院	杉本 吉郎	同 市同 区青木6-6-16-108	同 年5月1日
深澤歯科医院	深澤 高壽	同 市中央区中山手通3-12-5-1F	同 月2日
しらかわクリニック	白川 勝朗	同 市須磨区妙法寺ぬめり石343-2	同 月28日
山崎歯科医院	山崎 晃	同 市垂水区泉が丘1-7-7	平成20年4月1日
大澤整形外科クリニック	大澤 正実	尼崎市塚口町4-40-3	同 月14日
畠中整形外科・リハビリテーション科	医療法人社団 輝正会 理事長 畠中 正昭	同 市大庄西町1-10-15	平成20年5月1日
尼崎つばさ薬局	メルク株式会社 櫻山 嘉彦	同 市神田南通2-52-3	同
いちご薬局	有限会社 ヘルス企画 代表取締役 東 文男	同 市南武庫之荘11-12-14	同
ひまわり薬局 明倫店	永原 克彦	同 市蓬川町302 ザ・ガーデンスクシテイ アクア館105号	同
やすらぎ薬局 立花店	株式会社 アビメディカル 代表取締役 保田 裕司	同 市立花町1-6-5	同
アオバ薬局 能登店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	西宮市能登町11-11	同
Yoshida ファミリー歯科	吉田 英一	芦屋市東山町6-12 第3吉田ビル201号	同
さかうえ歯科クリニック	阪上 直樹	宝塚市雲雀丘1-1-10 雲雀丘花屋敷駅ビル2F	同
アオバ薬局 小林店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	同 市小林5-4-19	同
チトセ調剤薬局	同 上	同 市小林2-10-17 ストリート小林2F	同
チトセ薬局 清荒神店	同 上	同 市清荒神1-3-15	同
チトセ薬局 逆瀬川駅前店	同 上	同 市逆瀬川2-1-11	同
チトセ薬局 売布店	同 上	同 市売布2-12-6-102	同
中田内科クリニック	中田 淳	三田市駅前町1-38 JR三田駅NKビル3階	同
株式会社 スギ薬局 三田店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 杉浦 昭子	同 市三輪4-5-20 ミスミモール内	平成20年6月1日
キリン堂薬局 すずかけ台店	株式会社 キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦	同 市すずかけ台3-2	同 年5月1日
鈴木内科クリニック	鈴木 光太郎	明石市魚住町清水2265	同 月18日
明石サティ薬局	株式会社 マイカル 代表取締役社長 川本 敏雄	同 市大久保町ゆりのき通3-3-1	同 月7日
はせがわ内科クリニック	長谷川 裕	加古川市西神吉町岸溝尻100-11	平成20年4月1日
ライフ調剤薬局 駅前店	有限会社 メディカルライフ 代表取締役 赤松 要	高砂市神爪1-1-20-101号	同 年3月24日

兵庫県告示第661号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により、兵庫県農業振興地域整備基本方針（昭和45年兵庫県告示第450号）を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項

の規定に基づき公表する。

なお、その詳細は、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び各県民局地域振興部農林（水産）振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第662号

平成17年兵庫県告示第118号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

丹波市に係る2及び4の部分を次のように改める。

- 2 農業の近代化を図ることが相当と認められない区域（県道稲畑柏原線を起点として、市道34号線、農道、山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字氷上町稲継のうち字土橋、八の坪、六反田、婦ラ田、堂の坪、堂の下、加両部、大カブ、四の坪、九の坪の区域、大字春日町下三井庄735番、736番2、746番、747番、752番1、758番1、789番、790番1、819番1、838番1、840番、841番1、841番2、842番、844番～865番、871番～898番、大字山南町草部のうち字立石甲・蓮場甲・観音寺・軸谷甲・比沙門甲の区域）の土地であって、次の図面の桃色で着色した部分に該当するものの区域
- 4 現況山林（大字氷上町上新庄字鳩畑、長砂、斉の神、川端、西川、梨木畑、大字氷上町清住字栗ヶ森、大野及び灰野、大字氷上町中字柳面及び高岸、大字氷上町三方字船坂及び竜ヶ岳、大字氷上町三原字南奥島、大字氷上町長野字西山長畑、横畑及び鶴井畑、大字氷上町柿柴字中ヶ市、後島及び木戸、大字氷上町油利字石仏及び北山、大字氷上町井中字甲谷及び中倉、大字青垣町山垣字遊舟口379番、383番の1、381番及び382番、大字青垣町山垣字九ノ尾116番の8、大字春日町野瀬字ヒシロの一部、大字市島町下竹田字寺内、西谷、塚原、十の貝、樽井、塩津、早田、才田、コエラ、黒狭、中村、宮の上、下樽井、寺坂及び奥谷、大字市島町中竹田字岩倉、高坂、安下、金吹、中山、新道貝、西海土及び水上、大字市島町上竹田字菖蒲谷、上の段、片瀬及び大畑、大字市島町下鴨坂字大谷及び野、大字市島町矢代字平林及び大畑、大字市島町北岡本字中山、北中山及び松尾谷の土地を除く。）の土地であって次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第663号

平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の変更）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

加東市に係る5の部分を次のように改める。

- 5 将来農業の近代化を図ることが相当と認められない区域（市街化区域界を起点として、字界（小滝、宮ノ上）春日住宅区画道路、県立播磨中央公園の区域界を経て起点を順次結んだ線に囲まれた土地（市営春日住宅、上滝野墓地、春日神社等）の区域、市街化区域界と県立播磨中央公園の区域界に囲まれた土地（大字下滝野字八之坪、太尾、西野、桜ヶ丘、膳棚、石間谷等）の区域、市街化区域界を起点として、国道175号線、字界（長坂、東沢）市道139号線、大字多井田字蜷子の谷695番及び692番49、大字界（多井田、稲尾、北野）、大字界（北野、稲尾）大字北野字河原釜713番1、713番89及び713番100、702番1及び703番1、市道1213号線、市道1109号線、市道1215号線、大字北野字河原釜810番、814番、809番、802番、795番、837番、799番、832番、806番、840番、市道130号線、旧行政界（滝野町、社町）字界（南坂根、河原釜）市道130号線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、市街化区域界を起点として国道175号線、市道126号線、旧行政界（滝野町、社町）国道175号線、穂積水路、大池堤防を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、加古川左岸を起点として、市街化区域界、大池堤防、大字界（北野、穂積）穂積水路、大字界（北野、穂積）を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字天神字広谷、クズワ、小谷、北谷、イヨ谷、坂ノ辻、南猪鹿谷及び北猪鹿谷、大字天神字足ヶ谷の内、県道西脇・三田線と山麓線に囲まれた区域、大字持鹿谷字東持鹿寺

及び西持鹿寺、大字黒谷字神子谷、大字秋津白坂、大字秋津字堂ノ東440番2、444番2及び454番2と山麓線に囲まれた区域、大字秋津字古家786番1、787番1、788番、789番及び837番1、大字永福字北山1777番30地先を起点として、高野尾1865番及び1863番、1847番1地先とモチ田1843番を結ぶモチ田農道、モチ田1833番及び1831番、山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字永福字谷ガチ池と山麓線に囲まれた区域、大字永福字坊ノ谷171番と山麓線に囲まれた区域、大字岡本字赤法師、新皿池、戸ノ池、奥ノ池及び魚が尾、大字岩屋字イヤノ坂、大字岩屋字山ノ下256番と大字森尾字二反町99番1を結ぶ農道を起点として、大字森尾字二反町99番1と宮ノ開地73番を結ぶ水路、森尾・新定農道、山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字新定字松ゲ八ナ、大字新定字川谷670番、670番1、672番及び673番、大字新定字バクチ谷池と山麓線に囲まれた区域、大字新定字濁谷1338番1及び1339番1と山麓線に囲まれた区域、大字栄枝字丈ヶ谷540番及び543番と山麓線に囲まれた区域、大字厚利字鯨ヶ谷545番及び大字松沢字山ノ谷114番と山麓線に囲まれた区域)の土地であって、次の図面の桃色に着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市小束野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 啓 男	神戸市西区神出町小束野38番地の 6
同	汐 谷 保	同 市同区神出町小束野37番地の28
同	溝 端 進	同 市同区神出町小束野41番地の63
同	山 本 章 博	同 市同区神出町小束野41番地の43
同	藤 田 昭	同 市同区神出町小束野60番地の20
同	池 本 浩 一	同 市同区神出町小束野45番地の11
同	松 井 博 嗣	同 市同区神出町小束野16番地の 8
同	松 尾 一 二	同 市同区神出町小束野45番地の18
同	久 戸 章 義	同 市同区神出町小束野48番地の72
同	松 本 生 民	同 市同区神出町小束野57番地の58
同	大 西 博	同 市同区神出町小束野 9 番地の20
同	大 西 正 喜	同 市同区神出町小束野 9 番地の61
同	藤 本 利 之	同 市同区神出町小束野 9 番地の16
同	廣 田 真 次	同 市同区神出町小束野56番地の156
同	松 村 定 幸	同 市同区神出町小束野56番地の171
監 事	藤 中 竹 雄	同 市同区神出町小束野39番地の22
同	山 本 正 和	同 市同区神出町小束野41番地の48
同	淵 上 勲	同 市同区神出町小束野 2 番地の 5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 啓 男	神戸市西区神出町小束野38番地の 6
同	汐 谷 保	同 市同区神出町小束野37番地の28
同	溝 端 進	同 市同区神出町小束野41番地の63
同	山 本 章 博	同 市同区神出町小束野41番地の43
同	藤 田 昭	同 市同区神出町小束野60番地の20
同	池 本 浩 一	同 市同区神出町小束野45番地の11
同	松 井 博 嗣	同 市同区神出町小束野16番地の 8
同	松 尾 幸 典	同 市同区神出町小束野45番地の18
同	久 戸 章 義	同 市同区神出町小束野48番地の72
同	松 本 生 民	同 市同区神出町小束野57番地の58

同	大 西 博	同 市同区神出町小束野 9 番地の20
同	大 西 正 喜	同 市同区神出町小束野 9 番地の61
同	藤 本 利 之	同 市同区神出町小束野 9 番地の16
同	廣 田 真 次	同 市同区神出町小束野56番地の156
同	松 村 定 幸	同 市同区神出町小束野56番地の171
監 事	藤 中 竹 雄	同 市同区神出町小束野39番地の22
同	山 本 正 和	同 市同区神出町小束野41番地の48
同	淵 上 勲	同 市同区神出町小束野 2 番地の 5

2 神戸市松本土地区改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 勝	神戸市西区櫛谷町松本632番地
同	二 星 惠 一	同 市同区櫛谷町松本553番地
同	二 星 克 己	同 市同区櫛谷町松本546番地
同	井 上 富 雄	同 市同区櫛谷町松本770番地
同	井 上 昇	同 市同区櫛谷町松本412番地
同	井 上 知 二	同 市同区櫛谷町松本673番地
同	二 星 眞 盛	同 市同区櫛谷町松本276番地の 1
同	井 上 徳 男	同 市同区櫛谷町松本660番地の 2
同	二 星 隆 己	同 市同区櫛谷町松本362番地
同	井 上 基 嗣	同 市同区櫛谷町松本590番地
監 事	井 上 博 嗣	同 市同区櫛谷町松本353番地
同	二 星 克 守	同 市同区櫛谷町松本316番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	二 星 克 己	神戸市西区櫛谷町松本546番地
同	井 上 富 雄	同 市同区櫛谷町松本770番地
同	井 上 俊 春	同 市同区櫛谷町松本815番地の 3
同	井 上 昇	同 市同区櫛谷町松本412番地
同	二 星 眞 盛	同 市同区櫛谷町松本276番地の 1
同	二 星 博 哉	同 市同区櫛谷町松本594番地の 2
同	川原上 敏 郎	同 市同区櫛谷町松本776番地
同	二 星 澄 広	同 市同区櫛谷町松本332番地
監 事	井 上 博 嗣	同 市同区櫛谷町松本353番地
同	二 星 敬	同 市同区櫛谷町松本320番地の 2

3 兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	石 田 一 男	洲本市納473番地

4 田原東部土地改良区

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
監 事	福 永 正 之	神崎郡福崎町東田原1657番地 4

兵庫県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市日下部土地改良区	平成20年6月10日
神戸市神出土地改良区	同上
神戸市八多土地改良区	同上
神崎土地改良区	平成20年6月11日
岡部川土地改良区	同上

兵庫県告示第666号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
加西市	村づくり交付金	在田地区	平成20年6月13日

兵庫県告示第667号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成20年6月27日から発生する。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

南あわじ加入区

兵庫県告示第668号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町門谷字サマ455の2、456から458まで、462から467まで、478
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第669号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市久野々字牛房谷656の1、字堂ヶ後659の1、字常隆寺658・736・字瀬地1883(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第670号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
淡路市尾崎字穴口6の1、6の3、6の17
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年6月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年6月27日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市生野町黒川字大外658番 1 から 同 市生野町黒川字中山176番 6 まで	旧	2.0から 13.0まで	279.0	
		新	9.0から 20.0まで	317.0	

兵庫県告示第672号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。
 なお、その関係図書は、平成20年6月27日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
 平成20年6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20西播予定 0001号	20.6.10	赤穂郡上郡町上郡字川向ノ一16番4、17番3 の一部、17番4、17番9、17番12、19番2の 一部、19番3、20番4、21番2の一部、21番 4の一部	15.00	50.00
		同 郡同 町上郡字川向ノ二61番2の一部、 61番3、63番2、63番3、64番1の一部、64 番2、64番3、67番3、67番5から67番8ま で、69番1から69番6まで、70番1、70番4 から70番6まで、71番5、72番1の一部、72 番2の一部、72番3から72番6まで	5.00~15.00	40.00
		同 郡同 町上郡字川向ノ三152番9、153番 2の一部、153番13の一部、154番2の一部	5.00	390.00

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日 平成20年6月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人さわやか北摂
 - (2) 代表者の氏名 久 垣 千 里
 - (3) 主たる事務所の所在地 川西市水明台1丁目3番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、川西市及びその近隣のあらゆる市民を対象とし、高齢者及び障害者等への福祉サービス活動及び育児サービス活動を通じて“ふれあい社会”の構築に務め、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウッディタウンサティ

所在地 三田市けやき台一丁目8番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 渡 邊 勝 幸

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

3 変更事項

(1) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

駐車場	収容台数	出入口	利用開始時刻	利用終了時刻
A 駐車場	1,019	出入口0、入口2、出口2	午前8時30分	午後11時30分
B 駐車場	252	出入口0、入口1、出口2	午前8時	翌午前1時
C 駐車場	83		午前8時30分	午後11時30分
G 駐車場	150	出入口2、入口0、出口0	午後0時	午後6時
H 駐車場	159	出入口1、入口0、出口0	午後2時	午後5時
合 計	1,663	出入口3、入口3、出口4		

イ 変更後

駐車場	収容台数	出入口	開店時刻	閉店時刻
A 駐車場	1,019	出入口0、入口2、出口2	午前7時30分	午後11時30分
B 駐車場	252	出入口0、入口1、出口2	午前7時30分	翌午前1時
C 駐車場	83		午前7時30分	午後11時30分
F 駐車場	209	出入口1、入口0、出口0	午前7時30分	午後10時
合 計	1,563	出入口1、入口3、出口4		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	午前 9 時	午後11時
株式会社グリーンワーク 有限会社山陽ペットガーデン	午前10時	午後 9 時
他22者	午前 9 時	午後 9 時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マイカル	午前 8 時	午後11時
他24者	午前 8 時	午後 9 時

4 変更年月日

- (1) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数
平成21年 1月 1日
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成20年 8月10日（但し、F 駐車場については、平成21年 1月 1日）
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成20年 8月10日

5 届出年月日

平成20年 5月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成20年 6月27日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成20年10月27日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

辞 令

平成20年 6月12日付

北 川 泰 寿
小 田 毅

辞職を承認する
平成20年 6月13日付

矢尾田 勝
杉 尾 良 文

兵庫県監査委員に選任する

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項

第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年 6月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

表加古川市の項の次に

「

たつの市	たつの市御津文化センター	たつの市御津町苅屋356 - 1
	たつの市室津センター	たつの市御津町室津285 - 2

」

を加える。